

環境衛生課からの お知らせ

環境衛生課（吉備庁舎）
清水行政局 建設環境室

「ごみ分別すれば資源」

プラスチックベール検査で
最高評価「A」判定を受け
ました。この評価は10年以上連続で
頂いております。刃物などの禁忌品
（混入してはいけない物）も一切な
く、非常に優秀な結果となりました。
「プラスチックベール」とは、プ
ラスチックごみをプラスチック収集
場で選別・圧縮してまとめた、再資
源化されるためのプラスチックの塊
のことです。そのプラスチックベ
ールを分解して内容物を検査するの
が、プラスチックベール検査です。
このような好結果が得られている
のは、町民の皆さま一人一人の協力
があってこそです。特に、
・きれいに洗って乾かす、または汚
れが落ちないプラスチックは「不
燃ごみ」として出すなど、適切な

処理をする
・決められた収集日に、分別ルール
を守って出す
・プラスチック以外のものを混ぜな
いよう注意する
といった心掛けが、大きな成果に
なっています。

この検査の結果次第では、プラス
チックベールを資源として受け入
れてもらえなくなる可能性があります。
今後も引
き続き、分別と
ルールの遵守に
ご理解・ご協力
をお願いします。



生ごみ処理製品・園芸用
電動粉砕機購入費補助金
申請受け付け終了

生ごみ処理製品と園芸用電動粉砕
機購入補助金は、皆さまのご好評を
得て予算上限に達したため、申請受
け付けを終了しました。

飼い犬の登録はお済みですか？

犬の登録は法律で義務付けられて
います。登録方法は、マイクロチッ
プの有無によって異なります。

●マイクロチップを装着している場
合（令和4年（2022年）6
月以降に販売された犬は原則装着
済み）

役場での鑑札^{かんさつ}交付は不要ですが、

環境省指定の「犬と猫のマイクロ
チップ情報登録」サイトでの登録が
必要です。登録情報は町に通知され、
登録が完了します。民間の登録（例
／AIPPO）では町の登録と見な
されません。環境省指定サイトへの
登録も必ず行ってください。

●登録・所有者変更手数料／オンラ
イン400円・郵送1400円
※飼い主の住所変更・犬の死亡届に
手数料は不要です。

●マイクロチップを装着していない

場合

役場で鑑札の交付を受け、首輪に
装着させてください。鑑札は飼い主
を証明する大切なものです。

※手数料／3千円

※犬が亡くなったときは、環境衛生
課までお電話ください。

●転入された方へ

・マイクロチップあり／「犬と猫の
マイクロチップ情報登録」サイト
で住所変更登録を行ってください。
い。

・マイクロチップなし／役場で鑑札
の交付を受けてください。

※転入前の市町村で登録済みであ
れば、手数料は不要です。

●犬と猫のマイクロチップ情報登録
サイト

下の二次元コー
ドまたはURL (<https://regincenv.go.jp/>)
から手続きを行っ
てください。



※有田川町では、毎年3月ごろに狂
犬病予防注射の案内はがきを送付
しています。はがきが届かない場
合は、未登録の可能性がります
ので、環境衛生課までお問い合わせ
してください。

家庭から出る
燃えるごみの収集量

令和7年（2025年）5月
約303トン
前月から約1トンの増